

第5期 第2回自治基本条例推進委員会 会議録（概要）

名称	第5期 第2回自治基本条例推進委員会
開催日時	令和2年3月26日（木） 午後7時00分～午後9時00分
開催場所	阪南市役所 3階全員協議会室
出席者	【推進委員】新川委員、壬生委員、福岡委員、田中委員、 今井委員、田邊委員、木村委員、大和田委員 8人出席 【市】 地域まちづくり支援課 戸崎課長、藤井総括主査、岩下総括主事、枇榔主事
傍聴人数	0人
議題	1. 協働の指針検討中間報告 2. その他
資料	○資料1 検討のまとめ ○参考資料 協働の指針について
会議	<p>【協働の指針検討中間報告】</p> <p>事務局 協働の指針検討中間報告について、資料1に基づき、協働の指針を策定を行っていく背景やこれまでの議論の進捗について、事務局より説明。 各項目についての、詳細な検討まとめについては、部会長(副委員長)より説明。</p> <p>（推進委員からの意見、質疑・応答）</p> <p>委員長 これまでの部会での検討状況について報告いただいた。 協働の指針は、自治基本条例を支える重要な柱の一つである協働。これを市全体で市民と一緒に進めていくための指針のはずが、この10数年間変えていくこともできず、ここまで来ていた。時代に合わせ、将来に渡り更にまちづくりがより良く進めるための手掛かりとして、この協働の指針を積極的に位置付けることが必要だという事で、今期の委員会で検討を始めている。 まだ、途中の検討状況だが、基本的な考え方については、部会においてかなり整理されており、今日、委員会に検討状況の報告があったので、改めて委員から意見や質問を頂ければ。</p> <p>副委員長(部会長) 参考資料の17ページの協働の原則の部分で、説明文を前、後ろに情報共有というような表記をしているが、これを逆にした方が見やすいのか。部会でも議論を行ったが結論が出なかった部分であり、意見を頂ければ。 また、19ページの協働のカタチの部分では、どのように配置すれば、分かりやすくなるかなども含めて意見を頂ければ、部会で検討を行う際のヒントとなる。</p> <p>委員 協働のカタチの部分で、それぞれの線を矢印に変えると、双方向につながりがあるように見えるのでは。</p> <p>委員 図のところで、学校等14校とあるが、この「等」の中には何があるのか。消防署や警察署、病院などは含まれているのか。</p> <p>事務局 小学校、中学校、高等学校、大学を含め、学校等という表記にしている。阪南市には、高等学校及び大学が無いので、小学校と中学校のみで14校となっている。</p> <p>副委員長(部会長) ご指摘のとおり、消防署や警察署も協働を行っていく重要な相手となりうるため、図の中に記載していくか、しないかも含め再度検討が必要と感じている。</p> <p>委員 幼稚園の定義は、学校で、保育所は福祉施設となっている。14校の中には幼稚園は含まれてないため、少し誤解を招く恐れがある。幼稚園は含まないという記載が必要ではないか。また、学校というのは、教職員だけでなく生徒も含めて協働の相手方という認識で良いか。加えて、全体的な部分だが、協働を積極的に進めていくためには、農水産業や、環境問題、情報化についても触れていいのではと思う。</p> <p>委員長 特に、現状と課題のところで、SNSを通じた情報発信とあるが、その背景にはICTの発達やこの4月から5Gが始まるなど、情報の流通速度や量が圧倒的に変わってくる。日常生活においても、スマホやネットを利用しない人は少なく、利用しないの方が逆に少なくなりつつある。もちろん利用しない人がいるのも現実としてあるが、一方ではそれが当たり前になりつつあるという事も踏まえた協働のあり方を考えていく必要がある。 環境問題については、第5章以下の具体例の部分で改めて取り上げられるのではないかと。</p> <p>委員 先ほどの農水産業は市民の中に含まれているのではないかと。</p> <p>委員 市民ではなく、事業者企業等の中だと思われる。兼業は含まれていないが、専業は事業者企業等の中に入っていると認識しているが。</p>

事務局	この975社という数値は、資料1には記載しているが、商工会で会員登録している企業の数。この中には、専業で農業を営んでいる方も含まれており、兼業の方は含まれていないと考えている。
委員	市民5万3千人とあるが、阪南市に勤めている人も市民になるという事か。このあたり市民の位置づけはどのようになっているか。
事務局	市民の数値については、阪南市の住民基本台帳の数であるため、在勤、在学は含まれていない。また、現状では在勤、在学している人数の把握はできない。市民の定義を自治基本条例に合わせると、在勤、在学も市民となることから、資料に記載している数値と差が生じてくる。
委員	参考資料9ページの部分で、転出超過に歯止めを掛ける必要があると課題を記載しているが、実際に転出していく理由の把握はできるのか。例えば、この部分が具合が悪いという事であれば、その要因を改善するなどできる。
事務局	昨年度末に、行政経営室において転入転出を行った方に無記名アンケートを実施しており、一定事由の把握はできていると思われる。次回にお示しするようにする。
委員	数値を記載した方が良いと部会では議論していたが、今、各委員からの意見を伺うと、実際との数値に差が生じるため、無い方が良いのでは。学校の部分も数値を記載しなければ、保育所も含めての表現として捉えられるかもしれない。
委員	参考資料1ページに記載があったが、地縁団体という言葉は良いと思う。地縁団体であれば、自治会も祭りの青年団も含まれる。
委員	自治会は別物ではないのか。
事務局	地縁団体というのは、言葉のとおり地縁によって構成されている団体を指し、自治会も祭りの保存会も含まれている。自治会を地縁団体と置き換えることも可能と考える。
委員	今の話に関連してNPO法人や市民公益活動団体とはこのようなものだという例示を挙げた方が分かりやすいのでは。
委員	市民公益活動団体は80団体近くあり、代表例示を挙げるのが難しいような気もする。
委員	関連して、市民公益活動団体は具体的にどういうことを行っているのかという分類はあるのか。 分類があるとしたとき、公益活動団体が、この図の誰と連携して、どのようなことがあったのかが見えない。 例えば、自分が住んでいる自治会では、地域に学校がある。その学校の食堂で、曜日指定はあるが地域の人が行き、食事ができる。これはこの図でいう自治会と学校がダイレクトで連携しているという事がわかる。 公益活動団体は80団体近くあるため、それらの団体がどこかの学校と何か取り組みをしているのか、警察と連携しているのか。その辺りもう少し具体的に見えると分かりやすい。
委員	自分が関わっている公益活動団体では、警察からオレオレ詐欺の講演をしてもらったり、病院から関係者に来てもらい、情報提供をもらっている。 また、知り合いの団体同士では、イベントの情報を共有し、それぞれの団体からイベント情報を広めたりしている。
委員	イベントを行っても固定のメンバーや関係者だけの参加ではなく、一般の方も多く参加してもらうなど、つながりをどんどん広めていく必要がある。
委員	商工会や企業等にもどんどんイベント等の周知を行うことにより、商工関係の方たちにも周知でき、多様な人が集まるのでは。
副委員長 (部会長)	参考資料17ページの協働の原則の見せ方について、ご意見いただければ。資料のとおりか、語句を先に持ってきて、文章を後ろにする方が良いか。
委員	一番下に「互いにルールを守り行動しよう」とあるが、これは具体的にどのようなことをイメージしているのか。
事務局	ここの自律性は自らを律するという意味であり、団体ごとにそれぞれ協働を行っていく上でのルールがある際、そのルールを相手に押し付け従わせるのではなく、相手にもルールがあるため、それぞれのルールを守り尊重を行うという意味として、表記している。
副委員長 (部会長)	自分の自律性だけでなく、相手の自律性も尊重するということ。
委員	「情報共有」や「対等な関係」の後ろには原則という言葉が入るのが、一般的か。
委員長	この章は表題として協働の原則ということになるため、全て語句の後ろに原則という言葉が気持ち的には入るところ。また、表題としてもどのように記載していくかという議論もあるかもしれないが。

委員	一般的に触れているものとしては、「〇〇の原則」その意味は後ろの文章で表すという事に私自身が慣れているため、その表現の方が見やすい。
委員	この指針は、見やすく読みやすいものを作成していくとしているのであれば、文章を先に語句を後ろの方が分かりやすく理解しやすいのでは。
委員	見やすさだと、先に端的な言葉が来て、後ろにその説明がある方が見やすいと思われる。
委員長	表題という事で、先に語句を表記し、後ろに語句の説明を持ってくるという形で、一旦整理をしておくこととする。 次に、市民の定義の取り扱いについて、ご意見いただければ。
委員	参考資料19ページの図の部分で、行政にだけ数値が無いのはなぜか。職員数などを記載しては。
事務局	失念している部分もあるが、先ほど意見の中で、消防や病院など広域行政となると、職員数の把握が難しいため、記載していない。カテゴリーによって、職員数の捉え方が変わってくる。
委員	消防や警察などあるが、私自身が思うにはこの「行政」は市役所の事で、市職員の数を記載すればよいと思う。
委員長	様々な行政が関わっており、それはそれで協働の担い手なので良いと思う。その中心には阪南市役所があり、周りに大阪府や警察、消防がおり、それぞれが協力連携しているというイメージをもってもらえれば。
委員	先ほど話にあったが、自治会は地縁団体と置き換えることにより、幅が広がるのでは。それとも別物か。
委員長	一般的に地縁団体の代表格が自治会町内会であるため、置き換えは可能。自治会町内会など地縁を基礎にした地域団体がこれまでに多く作られている。例えば、老人会、子ども会というような年代別の様々な活動団体がある。それが自治会の範囲だけでなく、全市的に更に広い範囲で活動している団体もある。地縁団体という表現の方が、ひとまとまりになり良いかもしれない。また自治会と表記して特定の団体を表記したほうが分かりやすく良いのかもしれない。そこはあくまで図にすると、一つの例でしかないため、事例として重要な活動団体の一つである自治会をここでは挙げていないという理解で構わない。
副委員長 (部会長)	今日の意見を部会に持ち帰り再度議論を行う。また議論が一定固まった時点で、報告させていただき再度ご意見を頂ければ。
委員長	市民の定義についても、住民基本台帳に記載の市民の方と、広く外国籍の方も含めて、また市に関わっているという意味で通勤通学も含めた自治基本条例の幅広い定義している市民の2つの市民があるということを理解いただき、その中で具体的にこのような人たちとこんな協働ができるという観点でこの市民を再度整理を行っていただくと、部会での議論も進むのではないかと。単に言葉の定義だけでなく、むしろ協働の担い手としてどのような市民の方々に期待が集まっているのかを考えていただければ。 また、SNSという言葉ですが、多くの方にとっては当たり前の言葉だが、中には難しい方もおられるため、説明は必要。ソーシャルネットワークサービスとは何なのかを注釈書きのような形でつけていただければ。
委員	SNSという語句の後ろに「LINE」や「FaceBook」と記載すれば分かりやすいのでは。
委員長	その辺り実際の例示を踏まえ記載していくのも良い。
副委員長 (部会長)	本文中に注釈を入れると見にくくなる可能性があるため、本文外に注釈を入れるように、部会で再度検討する。
委員長	そのほか何か疑問点や意味が分かりにくい点があれば意見を伺いたいが、どうか。
	なし
委員長	第5章まで部分で、基本的な考え方やどのような観点で協働を進めていけばよいのかという基本的な方向は議論いただいているので、これにどのような組織体制で、どのような協働を具体的に進めていけばよいのか。既に現在行っている活動があり、これをもっと活発にしていくにはどうしていけばいいかなど、今後第6章以降で検討していただくことになる。様々なことが関連してくるが、それらをしっかり関連付けて議論いただくと分かりやすいと思う。阪南市で既に行っている活動もあり、それらの活動が進めば、暮らしやすくなったり、住みやすくなる。 このような観点で、活動が広がるには、もっと行いやすくするにはどうすればよいか、という事も考えていただければ。
【その他】	
事務局	市民協働推進委員会への協働の指針の情報提供について説明。
委員長	それでは、本日の案件はすべて終了いたしましたので、本日の推進委員会は終了します。